

第213回一関市教育委員会定例会 会議録

1 開催日時

開会 令和2年11月20日（金）午後3時00分

閉会 令和2年11月20日（金）午後5時00分

2 会議の場所

一関市役所議会第1委員会室

3 出席者

教育長 小菅正晴

委員 千葉和夫

委員 佐藤一伯

委員 伊藤一志

委員 桂島加奈子

4 会議に出席した関係者及び職員

教育部長	菅原春彦
一関図書館長	黒川俊之
教育部次長兼教育総務課長	及川和也
教育部次長兼学校教育課長	瀧野澤 徹
一関市博物館次長	佐藤光俊
いきがづくり課長	伊東吉光
文化財課文化財係長	金野 修
教育総務課長補佐兼庶務係長	千葉由紀（記録）

5 議題及び議決事項

教育長職務代理者の指定について

議案第25号 一関市立図書館電子書籍の利用に関する要綱の制定について

議案第26号 一関市立図書館利用要綱の一部を改正する告示の制定について

協議第11号 請負契約の締結について（一関市立室根小学校校舎・屋内運動場等建設（建築）工事）

協議第12号 請負契約の締結について（一関市立室根小学校校舎・屋内運動場等建設

(電気設備) 工事)

協議第13号 請負契約の締結について (一関市立室根小学校校舎・屋内運動場等建設
(機械設備) 工事)

協議第14号 財産の取得について (スクールバス用車両)

協議第15号 指定管理者の指定について (大籠キリシタン殉教公園等)

協議第16号 財産の取得について (一関市立小中学校学習用ソフトウェア)

6 報 告

- (1) 行事報告及び12月行事予定について

7 その他

- (1) 地域と学校の連携・協働等について

講師 県教育委員会生涯学習文化課 主任指導主事 かたがたもとあき 片方元昭氏

- (2) 一関市教育振興基本計画後期事業計画の策定について (中間報告)
- (3) 一関市立図書館振興計画後期サービス計画の策定について (中間報告)
- (4) 大東地域中学校統合の地域説明会開催結果について

8 会議の議事

○教育長 委員は全員出席です。定足数に達しておりますので、ただいまから第213回一関市教育委員会定例会を始めます。

教育長職務代理者の指定について

○教育長 2番の議事に入ります。

議事日程第1、教育長職務代理者の指定につきまして、これにつきましては事務局から、その仕組みについて簡単に説明をお願いいたします。

○教育部長 (説明)

○教育長 それでは教育長の指名ということですので私から指名させていただきます。教育長職務代理者につきましては、これまでと同様に千葉和夫委員にお願いしたいと思います。突然の指名ですが、よろしくお願ひしたいと思ひます。

これについて皆さんからご質問ありますか。

よろしいですか。それでは千葉和夫委員よろしくお願ひいたします。

議案第25号 一関市立図書館電子書籍の利用に関する要綱の制定について

議案第26号 一関市立図書館利用要綱の一部を改正する告示の制定について

○教育長 それでは議事日程第2、議案第25号、一関市立図書館電子書籍の利用に関する要綱の制定と議事日程第3、議案第26号、一関市図書館利用要綱の一部を改正する告示の制定につきまして、両方とも市立図書館の内容でありますので一括して提案させていただきます。

事務局より説明願います。

○一関図書館長 (説明)

○教育長 議案第25、26号につきまして、質問意見等お願いいたします。

○佐藤委員 今の要綱の中で電子書籍という場所と、電子図書館という言い方が2ヶ所ございます。利用申込書にも電子図書館とありまして、電子図書館という仕組みを通して、電子書籍を利用するという想像はつくのですが、電子図書館という用語が分かりやすいかどうかというところが気になったんですけども、どのように考えてらっしゃるか教えていただきたい。

○一関図書館長 一関電子図書館という名前は一関市立図書館の一関図書館等と同様に、図書館資料をインターネットを通じて貸出し等を行うという、一つの仕組みといたしますか、そういったものの総称としての名称として「一関電子図書館」という言い方をしております。その中で貸出しを行う資料を「電子書籍」と区分しておりますので、そのような取り決めをしているところでございます。

○佐藤委員 この電子図書館というものの説明は、規定の中で無くても大丈夫だろうというふうなことで進めてらっしゃるってことでよろしいですか。

○一関図書館長 電子書籍の具体の利用に関する部分の規定或いは電子書籍に関しての図書館の利用要綱の中に定義をすることによって区分は可能であるということで、このような規定としているところでございました。

○教育長 それでは採決を取りたいと思います。

議案第25号、一関市立図書館電子書籍の利用に関する要綱の制定について、承認の方は挙手願います。

ありがとうございます。

満場一致で承認されました。

続きまして議案第26号、一関市図書館利用要綱の一部を改正する告示の制定についてであります。賛同の方は挙手願います。

ありがとうございます。

満場で承認されました。

協議第11号 請負契約の締結について（一関市立室根小学校校舎・屋内運動場等建設（建築）工事）

協議第12号 請負契約の締結について（一関市立室根小学校校舎・屋内運動場等建設（電気設備）工事）

協議第13号 請負契約の締結について（一関市立室根小学校校舎・屋内運動場等建設（機械設備）工事）

○教育長 では次に進みます。議事日程第4、協議第11号、請負契約の締結につきまして、これは室根小学校校舎、屋内運動場等建設工事につきまして、合わせて3つほど協議題を一括して執り行います。一括して説明願います。

○教育総務課長 （説明）

○教育長 一括して質問意見等お願いいたします。

○千葉委員 機械設備に2億8,000万かかるようですけれども、この主なものはどういう機械設備なのでしょう。

○教育総務課長 機械設備は給排水の設備やトイレの設備、エアコン等、建築の設備一式が含まれるものでございます。

○千葉委員 それでこれ位の金額になるわけですね。

○教育総務課長 そうですね。

○教育長 その他いかがでしょうか。

私の方から、細かい話なんですけどトイレの洋式・和式、この辺りわかりますか。

○教育総務課長 トイレにつきましては全て洋式とする予定でおります。

○教育長 わかりました。それからもう1点ですがそれぞれ入札に付して落札したと思うんですが、応札があった件数、それを一応三つ教えていただけますか。

○教育総務課長 建築工事につきましては3社が参加しまして、2回目の応札で決定しております。電気設備工事につきましては9社のうち1社が辞退しまして、8社により入札を行い、2回目で落札決定していると、そして機械設備工事につきましては4社入札に参加しまして、1回目の応札で決定したというようなことではございました。

○千葉委員 体育館が校舎と2面でくっついているということで、切り離した場合の費用と、どれくらい安くなるんなのでしょうかね。

○教育総務課長 細かい金額を弾いてはいないのですが、屋内運動場を中に入れることによって、まず外壁の材料が1面で済む、通常であれば4面分必要で渡り廊下で繋げるということにはなりますが、その部分の3面分が無くて済むという、その分が安くなるといったような効率的な面はあるというように考えております。

あとは校舎側の部分についても、外壁の部分にくっつけることによって安く済むというこ

とになります。

○千葉委員 5,000万位は安くなるんですか。

○教育総務課長 比較をしてみました。直近の新築ですと千厩小学校の新築、その際、㎡当単価が29万円ほどでございました。

今回、計算しますと㎡当単価は30万というような金額になっております。

この差をどう見るかというところですが、まず、千厩小学校の建設から数年経っております。その間、建築費は物価上昇で高くなっているという面と、あとは千厩小学校の場合は床面積が7,000㎡という広い面積でございまして、建物の場合には、面積が大きければ大きいほど、㎡単価は低くなりますし、設備等の分がありますので、面積が小さければ小さいほど、㎡当単価は高くなってしまいう傾向にありますので、そういったところを比較しますと、千厩小学校の時よりかは安く仕上がっていると感じております。

○伊藤委員 室根中学校もそうだったんですけども、地震の後どうしても地盤が緩くて耐震補強が必要だということで、室根中学校は耐震補強したのですが、今回もピンは打っているというけども、アセスメントでピンを打って耐震に関して大丈夫な状況なんですか。

○教育総務課長 今、杭工事を行っているところですが、今回は杭工事というよりか地盤改良という形で、建物を建てる予定の敷地の土を掘って、そこにコンクリートと土を混ぜてですね。一番深いところだと20メートル位の深さ、浅いところでは7メートル位の深さのところまで掘って下の地面を固い地面に改良しているところで、それでもって耐震面については大丈夫であると考えているところです。

○桂島委員 杭工事のはこの建築の9億3,830万円の中に入っているのか、それともまた別の費用なのかという点と、1人1台、ITツールを小中学生に持たせようっていう方向で進めているLAN工事やWiFi設備が電気設備の中に入ってこの価格なのかというところをお聞きしたい。

○教育総務課長 杭工事はこれと別になっておりまして、杭工事につきましては1億2,000万位のプラスの工事となっております。電気工事等につきましてはLAN等の設備も含めた金額となっております。

○教育長 私の方からも、令和4年1月14日が完成期限ですが、これは完成した時の検査も含まれている期限ですか。

○教育総務課長 検査はこの後になります。

○教育長 そうすると、令和4年4月の開校だとすると、2校からの引っ越しのイメージは、春休みに引っ越しして4月の開校というスケジュールになるのでしょうか。

○教育総務課長 大きいところではそういうようになると思います。あとは、引っ越しな

ければならないものについては、春休み中ですが、その前に準備できるものは2月頃からは準備しくこととなりますが、結構きついスケジュールにはなります。

○教育長 はい、わかりました。

その他ありますか。

よろしいでしょうか。

それでは室根小学校に関してですが一つ一つ確認していきたいと思えます。

協議第11号、請負契約の締結の建築工事につきまして承認の方は挙手願います。

ありがとうございます。満場一致で承認されました。

協議第12号、請負契約の締結で電気設備工事についての契約であります。

これについて承認の方は挙手願います。

ありがとうございます。満場一致で承認されました。

協議第13号、請負契約の締結について機械設備工事の請負契約であります。

これについて承認の方は挙手願います。

ありがとうございます。満場一致で承認されました。

以上3点につきまして市長に申し入れることとします。

協議第14号 財産の取得について（スクールバス用車両）

○教育長 それでは続けます。議事日程第7、協議第14号財産の取得について、スクールバス用の車両につきまして事務局より提案願います。

○教育総務課長 （説明）

○教育長 それではこれにつきまして質問、ご意見ありましたらお願いします。

私から2点質問しますが一つは、財産の取得について議会の承認が必要なのは今回は合計で3,300万ですが、幾ら以上だったでしょうか。

それから、耐用年数が15年過ぎたものを今、20年に延長を検討する必要あるということですが、効率的な運用を考えればその方がいいかとは思いますが、これはどこで何によって決まってるか、内部の決済要綱等によって決まっているものなんでしょうか。

その2点お願いします。

○教育総務課長 議決要件につきましては予定価格が2,000万円を超えるものは議決が必要。更新の時期につきましては要綱等には規定は特に無く、内部決裁で決めているところでございます。

○千葉委員 2,000万円ということは1台だけ買う場合には議決は必要ないということですか。

○教育総務課長 その通りですね、今回は2台になりましたので超えたものです。

○桂島委員 基準について15年を20年にするか検討ということだったんですけど、今回このバス16年目で今老朽化に伴って更新しようとしているってということなので、20年にする
と15年にプラス5年、5年の間に30万キロに行く可能性があるのであれば更新基準に満た
すとは思いますが。20年としてしまって万が一30万キロいかないとなると更新しにく
くなるのかなあという印象を受けたんですけど、あとは定期点検でこの基準に満たなく
ても安全が確保されないと判断されれば更新基準になるかとは思いますが、延ばすこと
が逆に変えるのに支障が出てくるかとも思いました。一応私の考えです。

○教育総務課長 基本的なところでは30万キロ若しくは20年、どちらかが早く来た時と考
えているところですがやっぱり中には、毎年修理代がかかるような固体もあるようになり
ますので、但し書きを設けて運用したいと考えております。

○教育長 今の件に関してですが、今16年経って20年までだとしても30万キロまでは多分
いかないと思うんだけど、そうすると中で決めているということは、20年にすればあと
4年位このバスは使用可能だっていう部分も検討した上での提案でしょうか、その辺どう
いうように判断していますか。

○教育総務課長 今回のこの検討を受けて20年まで延ばしてもいいのではないかといい
ようなことがございましたので、今回のバスについては初めから現在の基準でもって補助申
請等の手続きをしておりましたので、それを踏まえて今回は更新しますが今後については、
20年まで延ばしてもいいのではないかといいことですのでそちらも検討しながらとい
うような形で考えております。

○教育長

その他ありますか。

よろしいですか。

それでは、これにつきまして採決いたします。

財産の取得について議会に出す関係で市長に申し入れするということにつきまして承認の
方は挙手願います。

ありがとうございます。

満場一致で承認されました。

協議第15号 指定管理者の指定について（大籠キリシタン殉教公園等）

○教育長 続きまして議事日程第8、協議第15号、指定管理者の指定について大籠キリシ
タン殉教公園等につきまして説明をお願いいたします。

○文化財係長 （説明）

○教育長 これについて質問意見等お願いいたします。

○佐藤委員 こちらの指定管理者となる予定の藤沢町文化振興協会さんは組織体制が健全だということなのですが、例えば、法人格、任意団体なのかといった団体の組織体制のことで、収支状況も健全だということで実際に決算書が出ていて、この辺りの健全さを確認するにあたってはこの団体に市の方が収支をきちんとチェックされてるとか市側との情報交流とかあるからかなのか、そのあたりを教えてくださいと思います。

○文化財係長 この団体の関わりなんですけれども、実際には藤沢地域の地域振興課と連携をしております、会の運営方針や運営状況の確認を行っているところであります。文化振興協会につきましては法人格はございません。任意団体であります。

○教育部長 補足説明いたします。指定管理者につきましては市の担当部署によりまして、現地の立ち入り調査を毎年度実施しておりますし、あとは数年に1回となりますが、監査員による調査の対象となっているところであります。

○千葉委員 収支98万円余るといって、これは市に返納するべきものなのか或いは翌年の会計の中に繰り入れて使っていいものなのか教えてください。

○文化財係長 こちらにつきましては、このキリシタン殉教公園の他に郷土文化保存伝承館の利用分も入ってます。ですので、これを市に返還ということはございません。

○教育部長 市の指定管理料の考え方でありまして、一関市の場合は基本的には指定管理料に必要な経費を積算いたしまして、それからその施設に関する収入を見込んで、その差額分を指定管理料として交付しているところであります。年度においては通年状況において残余金等が出る場合もありますし、もしかしたら収入状況で不足する場合も生じるところでありますけれども、それによって、剰余金が出たからといって市に返納ということはないところであります。

ただ、例外として放課後児童クラブにつきましては実費弁償方式という方式をとっておりまして、実際にかかった経費だけを指定管理料でお支払いするという方式をとっているところであります。

○教育長 そうするとイメージとして、利益が出たような場合には、あまりその利益が多い場合には翌年の指定管理料の下げに繋がったり、或いは今までの賃金単価が非常に低かったような場合に、それに若干上乗せするという裁量はもちろん、指定管理先にあるというふうにとらえていいですか。

○教育部長 指定管理料につきましては、基本的に指定管理期間は同じという考えです。人件費の部分につきましては、市の職員のベースアップ分、その分につきましては指定管理料に算定されるところであります。

あとは、例えば収入が増えたりして剰余金が多い場合、それにつきましては会の翌年度への運転資金とか、あとは自由に使える部分ですので、自主事業の活動への流用も可能など

ころでありますけども、ただ、この分について事業収入になりますので、その分については課税対象になりますので丸々使えるというようなものではないところであります。

○教育長 それでは協議第15号、大籠キリシタン殉教公園等の指定管理につきましても、市長に申し入れて承認を議会で得る形になると思いますので、ここで採決を取りたいと思います。

協議第15号、管理者の指定につきまして市長に申し上げることについて賛同の方は挙手願います。

ありがとうございます。

満場で承認されました。

協議第16号 財産の取得について（一関市立小中学校学習用ソフトウェア）

○教育長 それでは次に進みます。協議第16号、財産の取得について小中学校の学習用備品につきまして事務局より提案願います。

○教育総務課長 （説明）

○教育長 これにつきまして何か質問意見等ありますか。

○伊藤委員 確認です。小中44校分というのは、該当しない学校もありましたでしょうか。

○教育総務課長 全ての小中学校に同じように入ります。44校。

○教育長 私の方からですが、前に議会で承認された部分はもともとタブレットの、国の仕様の中に入っていたソフトで、今回のソフトはそれとは別に市の持ち出しで、財源でもって措置するという中身になるのでしょうか、そこを確認したいと思います。

○教育総務課長 今回の2つのソフトにつきましては、11月4日に開催されました臨時議会で補正予算として議決をいただいたものでございます。

こちらの予算につきましては、最終的にはコロナの交付金でもって、こちらの方を購入するようにしたいと考えておりますので、市の持ち出しは無くして全てコロナの交付金で対応ができるのではないかと考えております。

○教育長 そうすると1億ぐらいになりますけれども、5年ライセンスですので5年後、果たしてその財源に相当するものが難しいような場合には、当然5年後、継続する場合には自主財源になってくるのではないかと。かなりの額になるわけですが。

そういうような見通しをとらえていいですか。

○教育総務課長 今の時点ではそれになるかと思うんですが、5年後、そのような場合にはリースで継続するというように考えております。

○教育長 それではよろしいですか。

これについても採決を取りたいと思います。

協議第16号、財産の取得について、学習用ソフトウェアについて市長に申し入れて議会の承認を求めるということにつきまして、承認の方は挙手願います。

ありがとうございます。

満場一致で承認されました。

議事は以上でございます。

報告(1) 行事報告及び12月行事予定について

○教育長 3番の報告にあります行事報告であります。私の方から報告させていただきます。

前回は10月23日に教育委員会定例会がありましたので、その後のことについて説明させていただきます。

第31週、学校公開の研究会が油島小学校でありました。参観していただき大変ありがとうございました。コロナ禍でしたので、周辺の教職員のみでの参観に限定させていただきました。

29日、岩手県市町村教育委員会協議会がありました。翌日30日に県教育委員会と市町村教育委員会意見交換会がありました。両方とも情報交換等が主でありましたが、特にもコロナの感染下の状況、それからICTについて、部活等についてが話題となったところであります。

第32週、11月3日に市勢功労者表彰がありまして、皆さん方に出席いただきました。

小梨浩子さん、蓬田稔さん、小嶋喜久子さん、白石恵一さんが教育文化功労ということで、表彰されたところであります。ありがとうございました。

11月4日、市議会の臨時会本会議がありまして、タブレット用充電保管庫の購入についての承認を得たところであります。

同じ4日、地域医療対策会議がありまして市内のお医者さん方に集まっただいて、市長と私も出席させていただきましたが情報交換を行ったところであります。年1回行っているものでありまして、教育委員会としては健康診断の結果を情報提供したり、コロナについての情報共有等もここで行ったところであります。

5日、第30回一関文化賞の表彰式がありまして、これは文化会議所が主催するものでありますが、私は来賓として出席させていただきました。

ちなみにここでは生活文化部門として小野寺誠四郎様、主にカメラ、写真を通じての地域貢献ということでありまして、人づくり部門では、千厩のお話パチパチのグループが表彰されました。芸術文化部門では一関女性合唱団が表彰されたところであります。

11月7日、児童生徒納税作品表彰式がありまして、いつもは納税表彰式と別なのですが、

今回はコロナ禍でありますので一緒にして簡略化して行ったところであります。市内の子供たちは習字とか作文で表彰されたところでもあります。

11月8日、第5回ジュニアエコノミーカレッジin一関の決算発表会表彰式が千厩のサンブラザ及善で行われましたが、商工会議所の青年部が企画したものでありまして、それぞれ子供たちが7～8人のグループに分かれて7つの団体を作りまして、それぞれが出資から収入支出の見込みを作ってそして実際に販売して、その結果を発表するという、いわゆる商業体験をこの中で行ったものでありまして、非常に実際の購入から物を実際に購入したり、予算を立てたり利益を出したり、そして資本を出してくれた方に返金したりということで、現実にある部分を小学生が学習したものでありまして、キャリア教育という観点から非常に勉強になったところでもあります。

11月9日、歯科保健対策連絡会議がありました。これは先ほどお話しさせていただきました地域医療対策会議と並列で行われているものでありまして、これは市内の医師会さん方に集まっていたかきまして、健康診断の結果を報告したり、様々な情報共有を行ったところでもあります。

11月10日、陰山メソッド拡大校内研究会が藤沢小学校でありました。藤沢小学校の先生に授業提供していただいて、その後同じ授業を陰山先生に授業していただきまして後は講演をいただいたものであります。

11月11日、一関市教育振興基本計画の懇話会がありました。これは第2回目ではありますが、事務局以外の市民の代表の方々から様々ご意見をいただく機会でありました。

これについては後で詳しく説明させていただきます。

同じ大東地域中学校再編に係る懇談会がありまして、これまで大原地区の了承が得られていなかったところでもあります。11日の3回目にして了解を得られたところでもあります。

これについても後で報告させていただきます。

12日、学校訪問室根西小学校、参観ありがとうございました。

13日、学校訪問千厩中学校は、教育長と次長が各学校を回って見るものでありますが、今年度最後の訪問でありました。

同じ13日、法人立幼稚園子ども園長との教育委員会からの懇談会、年1回行っているものでありますが、情報交換の機会を持たせていただきました。コロナ対応について主に話し合いがなされたところでもあります。

14日、一関市立弥栄小学校創立30周年記念式典がありまして、教育部長と私が出席させていただきました。来賓等全部含めて百名ぐらいに抑えた中でコロナ防止対策をとった中での創立30周年記念の記念事業でありました。今日の新聞にも蚕、繭づくりの記事が新聞に載っておりましたが、そういう地域の特徴、特色を生かした教育活動を行っている学校で

ありました。

第34週、17日、一関地区法人会から租税教育用下敷きをいただきました。市内の小学校6年生に配らせていただきます。

18日、学校総合訪問が厳美小学校でありました。参観ありがとうございました。

行事報告については以上でございます。

何かご質問ありますか。

それでは行事予定につきましてお願いします。

○ 教育総務課長 (説明)

○教育長 それでは5分間休憩します。

午後4時05分 休憩

午後4時10分 再開

その他(1) 地域と学校の連携・協働等について

○教育長 4番のその他に入ります。

4番その他の(1) 地域と学校の連携協働等について今日説明していただくということで説明者を案内いたしました。

今回はコミュニティスクールについての説明をしていただきます。

後の項目にあります。教育振興基本計画の中でこのコミュニティスクールについていろんな諸般の事情から少しずつ試行をしていかななくてはいけないと事務局で考えております。全部に広げるという判断はまだしておりませんが、やれる、そういう学校がありましたらば、試行していくと、やってみるといふことで考えておりました。そのことについて今日、具体的な様々なデータも持ち合わせてあります。県の教育委員会の生涯学習文化課の主任指導主事の片方元昭さんから、この後15分程度で説明していただきたいと思っております。その後10分位のところで質問、意見等を持ちまして理解を深めていきたいと思っておりますのでよろしくをお願いします。

○片方氏 (説明)

○教育長 ありがとうございました。

非常に要約して話していただきました。

質問、ご意見等でもいいです。よろしくをお願いします。

○千葉委員 この学校運営協議会の委員の任命は校長ですか。

○片方氏 任命につきまして教育委員会が任命しなければなりません。現実的には校長先生の推薦のもとで任命する。

○千葉委員 校長が推薦して教育委員会が任命する、先ほど学校の基本方針等に選ばれた

委員たちが反対するはずはないというような趣旨の話があったんですが、当初の5年とか、そこらは多分そうなるのではないかなと、そのうち、ちょっと変わった方がポツとその中に入り込むようになって、その人の声が運営委員会全体をリードするようなことも将来的にはあるんだろうなという懸念を少し持ちました。

○片方氏 法においては、学校長は承認を経られなかったとしても、校長の権限で学校運営を進めることができると書いてあります。ただし、その学校運営協議会との折り合いがうまくいかなくなったときには教育委員会が措置を講じることっていうようになっていきます。どういう措置を講じるかは教育委員会のその時の状況によると思いますが、ただ例えばという例で書いてあるのは、余りにも偏った考えの方がいて、その協議会が機能しないとなれば、任命してるのは教育委員会ですので、そうじゃなくするという方法も例としては書いてありました。

○伊藤委員 先ほど人事に関する会議ということについてお話がありました。

岩手県の場合は広域ですしね、他県から比べると例えば、教員には教員の生活がありますよね、自分の生活根拠地から通勤可能な範囲でというのはどこの県でも行ってない状況の中で岩手県はそうはならないと。そういう時に例えばこのコミュニティスクール学校運営協議会の中でそういう問題があって、これが起きた場合には話を聞いてもらえるっていうのがあるのでしょうか。

○片方氏 一応個人を特定しない件は除くという中でそういった個人的な状況での人事に関する意見というのは規則でどうするかですけども、一応県としてもそれは認めないということにしています。ただ、例えばですけど、どういうのが認められるのかというと、例えばその学校では外国語教育を一生懸命やっていきたいというときに、今度来る先生方もそういう教育に熱心な方だといいいですねという建設的な意見であれば運営協議会の意見として教育委員会に申し出ることができる、校長が聞いた上で校長が申し出る。

結局多分今までもそうじゃないかと思うんですが、やっぱり学校長は学校運営のことをいろいろ考えて、こういう先生が良いということで教育委員会にも話されながら人事交渉していると思われるんですが、極端な例は出てきてないということで個人を特定しても意見としては学校運営協議会の意見として出すということではできないようにすることができるっていうようになっています。

○伊藤委員 わかりました。けどなんかですね、やっぱりその現実的な問題として先ほど申し上げているように、県の人事要領に関しては現場の先生がたの考えとか意向を踏まえると、どうしてもやっぱり岩手県の場合には納得のいかないような状況が実際聞こえてくるんですね。例えば、当該の学校のみならず、各地区のコミュニティスクールの中でそういうことが起こった場合には、その人事要領に関して一考のところがあるのかとかそ

の辺を研究していただきたいと思います。

○片方氏 学校運営協議会の意見とは別にですね、恐らくそういった意見というのはいろいろと出てきているものと思われまので、ただそれが岩手県の場合なかなか県北の方とか先生方の数が足りないからというところもあってどうしてもというのがあるみたいですが、そういった声はまたおそらく別な形で聞こえてくるものと思っております。

○佐藤委員 この資料のスライド44番の課題、最後に中学校区で一つの学校運営制度も検討していくべきだという指摘があったということですが、この場合はどういうことが課題というように考えられたのでしょうか。

○片方氏 岩泉町の教育長さんからいただいた声の中で、上の方が成果で下の方が課題ということで町としての課題になります。岩泉町さんは先駆けて学校運営協議会を設置しているのですが、各学校に学校運営協議会を置いていました。ですが、その中学校区は小学校と中学校がそのままエレベーター方式で上がっていくような学校で、小学校の先生がそのすぐ上の中学校に行くといったような小中の繋がりが強いところについては、それぞれ学校運営協議会を置くよりも、一つの学校運営協議会にしてお互いの情報を共有し合いながら進めてった方が9年間、一貫して進めることができるんじゃないかという思いを持たれたようです。

実際、今年度、小中で一つずつの学校について、一つの地区については学校運営協議会を一つにしております。ですので中学校区で一つの学校に置くこともできます。

○桂島委員 委員の構成というところで自治会代表とか公民館代表とかあるんですけど、大体今導入されている本県の状況が11.5%導入してる学校では大体何人位の構成人数として、その地域の規模とか学校の規模にもよるとは思うんですけども、どの位か教えていただければと思います。

○片方氏 大体10人から多くて20人位のところもありました。学校評議員自体がおそらく3人とか5人とかですからそこにちょっとプラスアルファしてくると10人位、ただ、それも規則によって何名以内というように恐らく作られると思います。ですので一関さんとしては何名以内とするかというところが出てくるかだと思います。ただ、多くの規則は何名以上というのは入れてないです。そもそもこの協議会として、最低人数を示してしまうとそれでいいのかとなり、5名以上となると本当に5名でいいんですかって話になるので、何名以内としているところがほとんどです。

○教育長 私からも大きく二つ、一つは6ページの学校運営協議会の役割、これは地方教育行政の中に盛られているんだけど、先程の説明だと一つ目のマルが必ずで二つ目、三つ目は任意だっていう言い方しましたけれど、そういう解釈でいいのかな。二つ目は当たり前のことなんで意見を述べるのは、三つ目は入れなくてもいいっていう。

○片方氏 そうではないです。学校運営協議会を設けた際には、学校運営協議会で話し合う内容として承認を得ることは必ず必要になります。この学校運営協議会の中で、学校運営に関する意見を述べることができますので、学校運営協議会ではその意見を述べることもできますし、教職員に関しても意見を述べることもできます。ですが、必ずこれを求めてくださいというものではないですけど、できる権利はあります。

○教育長 規則を作ったときにはこれを入れなきゃ駄目なんですね。

○片方氏 そうです。法の上ではもうあるので、規則で入れないでこの法に基づいた組織ですって言うてしまうと、今度は逆に教職員の人事に関してなんでも言える状況になってしまうので危ないということになります。むしろちゃんと規則で個人を特定するとかそういうことを入れておかないとこの法に基づいた組織ですって言った時点で、教職員の任用に関しては言えることになってしまう。

○教育長 逆にその任用についてここでは役割としてはないというふうに明記することは可能なのですか。

○片方氏 できないというふうにありました。

○教育長 あともう一つはね、これを突き進めていくと恐らく、学校運営協議会の承認を校長は得なくちゃいけないと、逆に言うとそれは嫌だよっていう話になれば校長はできないわけだ、運営がその方向でのね。そうすると、多分この方向ってのは、校長の権限を考えた場合の校長は、今は国、県、市町村の教育委員会の管理のもとにやっているっていう形なんだけど、これがもう一つ承認を得たり、配慮しなくちゃいけないっていうのが出てくるとね、校長独自の権限というのは、より制限が加わる方向にいくんじゃないかっていう危惧は誰もが持つと思うんだけど、この部分についてどうなんですか。

○片方氏 校長の権限は保たれます。ですので、学校長は運営ができるというふうになっています。校長の権限そのものを超えるような組織ではないっていうこともきちんと明言されてますので大丈夫です。それは何書いてるかというのと、その47条5の条文解説、後程ご覧いただければと思うんですがそこにそういった例についてもどういうふうになってるかというのが書いてあります。

○教育長 一つ目は承認が役割になってるから、承認っていうのは承認しないことも含めての記述だと思うのね、普通に考えそれは、現実的にはないっていう話だったけど、承認しなければいけないんだったらわかるんだけど、承認することが役割だってことは承認しないことも想定したもので法律上も多分そうだと思うんだけど、そうすると多分校長の提案に対して拒否することもできるってことが前提になってるから、段々には教育委員会とか国の関与、県の関与、市町村の教育委員会の関与は若干だけ薄まる方向に考えた、そういう仕組みだと思う。

つまり、地方分権とか地域の権限を学校の中に持ち込んでいくっていうのがバックにある考え方だから、そうするとその間に入った校長がどういう動きをするかという結構難しい部分が想定されると思う、多分今後議論されていくんじゃないかなど。

○片方氏 校長先生の理解を得るとかですね、校長がどういうふうに関わりながら学校運営していくか、やっぱりその資質を上げていくっていうことは、県の課題でもありますし市町村教育委員会においてもその辺りを意識して管理職に対してお話いただければありがたいと思います。

○教育長 今日はこのぐらいにしまして、またいろいろ理解を深めていきたいなど、実は約1年前に教育委員さん方の東北地方の研修会が郡山であって、その際に東北で初めてこのコミュニティスクールを入れたという三春町の教育委員会に私どもが訪問して説明を受けたんです。その中で持った印象は、その運営委員会の中に非常に地域に理解のある人、フットワークの良い人がいると非常に役割がうまく回転すると、逆にそういう人がいないとやっぱり難しいっていう部分はそういう三春のところから聞いたんです。そういう部分から言うと、市の教育委員会としても一斉に入れるという部分にはちょっと踏み切れないかなど、試行的にやるっていう部分もちょっと視野に入れながら対応していかざるを得ないかなというふうに思いますので、地域のそういう力をうまく学校が引き出すような仕組みができれば、本当にいいんじゃないかなと思いますので、今後また検討させていただきたいというふうに思います。

どうもありがとうございました。

その他(2) 一関市教育振興基本計画後期事業計画の策定について（中間報告）

○教育長 その他の（2）一関市教育振興基本計画後期事業計画の策定について、中間報告であります但事務局より説明よろしくお願ひします。

○教育総務課長 （説明）

○教育長 今日は途中経過でありますし、概略についてだけお話情報提供させていただきました。特に質問等があれば出していただきたいと思ひますが、よろしいですか。

後で斜め読みでも結構です。

見ておいていただければなと思ひますが後程の教育委員会議におひても再び提案はさせていただきますというふうに思ひます。

よろしくお願ひいたします。

その他(3) 一関市図書館振興計画後期サービス計画の策定について（中間報告）

○教育長 (3)に入りますが、一関市立図書館振興基本計画後期サービス計画の策定につきましてこれも中間報告であります説明をお願いいたします。

○一関図書館長 (説明)

○教育長 それでは何かご質問あれば。

これも同じように途中経過でありますので概略をイメージしていただければと思います。ちなみに郷土資料の収集でデジタル化っていうのはどんな感じの部分が図書館にアクセスすると得られるの。

○一関図書館長 具体的な提供については今後の検討の部分も、例えば著作権の関係等々クリアしなくてはいけない部分がございますので、これからの検討の部分も多いわけですが、例えば図書館協議会で言いますと、地元の郷土資料というのは、まず保存をしていかななくてはいけない、収集をするだけではなくてしっかり保存していかななくてはいけない。更にそれを活用、地元の皆さんにさせていただくようにしていくべきだというご意見をいただいておりますので、その活用としてデジタル化によって提供をするということとで現在進めてございます。

また、学校では調べ学習等でデジタル資料があると大変役に立つというご意見もいただいておりますので、そういった視点をもとにして具体的な提供の仕方等についてはこれから検討して参りたいというところでございます。

○教育長 イメージとして例えば、有名な古文書ね。古文書を図書館にアクセスするとそれがデータとして、画像として手に入れられるっていうことも段々には出てくるということですか。

○一関図書館長 個別具体の部分についてもやはり先ほどの権利関係等の部分がございますので、今ここではっきりしたことを申し上げる段階ではないのですが、場合によっては著作者の許諾が得られる、或いはそういった権利関係がクリアできるということであれば、そういったことも可能になってくるんじゃないかということは考えられるところでございます。

○教育長 あと皆さん方に情報提供ですが、学校図書館との連携強化という具体的な意味は、今図書館がシステムを新しく更新しようとしてまして、そのシステムと同じシステムも学校に入れようとする動きになっております。

まだ具体的にできるっていうところまでは断定できないのですが、そうすると、今東地区の方では図書館ネットワーク事業ということで、例えば、東地区の小中学校は本を借りるときにバーコードを読むだけで借りれるんです。

西はそういうのがないので、今も昔私たちがやっていたように図書カードに鉛筆で書いてやっているんですが、これが全域そういう形で借りれるようになりますし、それから図書

館に直接、学校からアクセスして図書館、今も実は借りれるんですがシステムが違うために簡単にできない形になっていますが、これからは図書館にアクセスして図書館の方も自動的に予約したりすることができるようになるということで、かなり前進するんじゃないかなと、今検討しておりました。

後でまた報告させていただきたいと思います。

その他(4) 大東地域中学校統合の地域説明会開催結果について

○教育長 (4) 大東地域中学校統合の地域説明会開催結果につきまして説明願います。

○教育部長 (説明)

○教育長 質問ありましたらよろしく願います。

よろしいですか。

これまでその方向性統合の方向性で進めるということを教育委員会議で確認させていただいて、地域の合意のもとに進めるということでありましたので地域の合意がられたと判断して、予定通り統合推進委員会を作って、最終的には議会の同意、学校設置条例条例の改正が必要ですので、それは後程の議会になるわけですが、そういう方向で進めるということで確認したいと思います。

よろしいでしょうか。

それでは以上をもちまして、第213回一関市教育委員会定例会を終了いたします。

ありがとうございました。